

「様式第四号」に関する留意事項

1. PCB廃棄物の処分を終了した場合

処分委託の都度、提出するものではありません。保管しているPCB廃棄物の全てを処分委託した際に提出して下さい。

(例：5台保管している場合は、5台全ての処分を委託した際に提出して下さい。)

2. 届出書の提出期限

処分の場合…処分委託契約書の契約締結日から20日以内に提出して下さい。

廃棄の場合…全ての高濃度PCB使用製品の使用を止めた日（廃棄物としての保管開始日）から20日以内に提出して下さい。

3. 届出書の添付書類

処分の場合…処分委託契約書の写し（契約締結日、届出者、処分受託者、廃棄物の詳細等が確認できる部分を抜粋したもので可）

廃棄の場合…添付不要

以 上